

農地法施行規則第30条第6号による意見書

下記記載の土地に係る農地法第 条の許可申請について、本土地改良区に意見は次のとおりです。

年 月 日

八百津町長 様

役員 ④
総代 ④
八百津町木曾川右岸用土地改良区
理事長 金子政則 ④

記

- 1 農地転用に伴う措置等について協議が整い、本土地改良区としては転用差し支えない。
- 2 農地転用に伴い次の事項について措置する必要があるが、本土地改良区としては次の事項について協議が整えば転用差し支えない。

事 項	土地改良区の申し入れ事項

(1) 地区の概要

工 区 名	
事 業 主 体	

(2) 転用申請に係る土地

大字	字	地 番	台帳地目	現況地目	面 積 (㎡)	転用目的	転用予定日

(3) 関係者

譲渡人 住所
(賃貸人)
(申請人) 氏名

譲渡人 住所
(賃借人)
氏名

(4) 転用に伴う取水、排水の周辺農地に及ぼす影響

区 分	
取水 (用水)	
排 水	

(5) 転用申請土地に係る決済

地 目	要 決 済 金 額	積 算 根 拠	決 済 の 時 期	備 考
田	円	1㎡あたり 円	転用許可書交付時	
畑	円			
計	円			